

(別紙様式1)

平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：鹿児島県

農業委員会名：屋久島町農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	現在告示及びホームページの行事予定表に毎月総会開催予定日を掲載している。
改善措置	引き続きホームページ等を利用して住民に広く周知していく。
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	総会后10日以内に作成しているが、議事録署名者自署後公開のため1カ月後になる。
改善措置	県農業会議の書式により、事務局による議案書の読み上げ部分も、できるだけ記録する。

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	詳細のものを作成しているので、農業会議の指導を踏まえ改善していく。
------	-----------------------------------

(4) 議事録の公表

公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	町ホームページにて公開している。 事務局に備え付け
改善措置	現状維持

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:36件、うち許可 35件及び不許可 1件)

平成24年1月～12月

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	各地区担当農業委員が申請地の状況を確認し、申請者本人に面会し事実を確認している。			
	是正措置	なし			
総会等での審議	実施状況	地区担当委員の報告に基づき農地法許可基準に全ての項目毎について全員で審議し許可・不許可を決定している。			
	是正措置	なし			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	35件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	1件		
	是正措置	なし			
審議結果等の公表	実施状況	町ホームページでの公開及び議事録の縦覧により公表している。			
	是正措置	なし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	なし			

(2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 20件)

平成24年1月～12月

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	各地区担当農業委員が申請地の状況を確認し、申請者本人に面会し事実を確認している。			
	是正措置	なし			
総会等での審議	実施状況	地区担当委員の報告に基づき農地法許可基準に全ての項目毎について全員で審議し許可・不許可を決定している。			
	是正措置	なし			
審議結果等の公表	実施状況	町ホームページでの公開及び議事録の縦覧により公表している。			
	是正措置	なし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から60日	処理期間(平均)	50日
	是正措置	なし			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		11法人
	うち報告書提出農業生産法人数		7 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		4 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		4 法人
	提出しなかった理由	・活動休業中 ・法人意識の欠如	
	対応方針	今後とも法人の在り方について指導をするとともに耕作再開の見込みのないものについては解散も視野に指導を行う。	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		0 法人
	対応状況	—	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 5 件 公表時期 平成24年12月 町ホームページ及び窓口にて情報提供。
	是正措置	なし
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 件 取りまとめ時期 平成 年 月 情報の提供方法:
	是正措置	—
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 2200ha 整備方法 データ更新:少なくとも年1回、固定資産台帳・住民基本台帳と照合し、貸借についてはその都度更新する。
	是正措置	なし

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(1年間の処理件数:55件、うち決定55件)

点検項目		具体的な内容
事実関係の確認	実施状況	農用地利用集積計画の記載内容を確認するとともに、新規の利用権設定については、地元農業委員による利用状況の確認を行っている。
	是正状況	なし
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。
	是正状況	なし
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上、公表している。
	是正状況	なし

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	意見はありませんでした。
農地転用に関する事務	意見はありませんでした。
農業生産法人からの報告への対応	意見はありませんでした。
情報の提供等	意見はありませんでした。
その他法令事務に関するもの	意見はありませんでした。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成25年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,954ha	229ha	11.72%
課 題	農地利用状況調査結果に基づく遊休農地の所有者等への指導徹底が必要。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成24年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
10ha	12ha	120%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		10月～12月	18人	12月～2月	
	調査方法	1 町内全域を調査区域とし、一筆毎に調査を実施し地図等に記録する。 2 農地調査区域を各集落に区切り担当の農業委員を定めて調査 3 農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査 4 仮登記農地、農地法第3条3項及び基盤法第18条第2項第6号の権利設定農地を明確にして調査			
遊休農地への指導	実施時期:12月～3月				
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		10月～12月	18人	12月～2月	
	調査方法	活動計画のとおり調査			
	遊休農地への指導	実施時期:10月～2月			
		指導件数: 26件	指導面積: 4ha	指導対象者: 26人	
	遊休農地である旨の通知	件数: 0件	面積: 0ha	対象者: 0人	
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 0件	面積: 0ha	対象者: 0人	
その他の取組状況	遊休農地が増えないよう高齢化農家や規模拡大志向に声をかけている。				

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	目標値は達成したが今後も解消へ向けての取り組み強化が必要。
活動に対する評価の案	解消面積よりも更に遊休地化する面積が多くなる傾向にあるので、鳥獣害防止柵内を優先的に解消を進める必要がある。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見はありませんでした。
活動の評価案に対する意見等	意見はありませんでした。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標値は達成したが今後も解消へ向けての取り組み強化が必要。
活動に対する評価	解消面積よりも更に遊休地化する面積が多くなる傾向にあるので、鳥獣害防止柵内を優先的に解消を進める必要がある。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成25年3月現在)	農家数	797戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	234戸	75経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	11法人			
課 題	再認定毎に年齢が上がってきており、基幹産業の振興を図る中で新規認定農業者の発掘と効率的・安定的に農業経営を営むための担い手の育成に努める必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成24年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	1経営	0法人	0団体
実 績 ②	1経営	0法人	0団体
達成状況 (②/①×100)	100%	0%	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	年間を通じて意欲ある農業者の情報収集を行い担い手育成総合支援協議会と連携して推進活動を実施する。	当分予定なし	当分予定なし
活動実績	担い手育成総合支援協議会を中心に関係機関と連携し、認定農業者の育成・確保に努めた。	—	—

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	目標は達成しているが、引き続き推進を図る必要がある。	—	—
活動に対する評価の案	高齢化が進行する中で厳しい状況である。	—	—

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見はありませんでした。
活動の評価案に対する意見等	意見はありませんでした。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	目標は達成しているが、引き続き推進を図る必要がある。	—	—
活動に対する評価	高齢化が進行する中で厳しい状況である。	—	—

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成25年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	(統計上の農地面積) 1,040ha	(認定農業者分) 284ha	(基本構想目標35%) 27.31%
課 題	農業従事者の減少・高齢化や鳥獣害による遊休農地の増加が農地の確保・有効利用を図る上での課題になっている。また未相続農地が増加しており、貸借ができない状況である、国レベルにおいて民法の改正等も踏まえた制度の構築が必要である。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成24年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
8ha	8ha	100%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	年間を通じて農業委員等による農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知、10月～12月の農地利用状況調査で判明した遊休地について担い手への利用集積に向けたあっせん活動をする。
活動実績	再設定農地については所有者が死亡しているケースが多く設定できないものがあった。また畑総事業整備地や鳥獣害防止柵内の遊休地に実態を調査し集積を図っているが充分ではないものの、畑総事業完成農地を担い手農家に集積することにより目標を達成できた。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	目標を達成することができたが、高齢農家の規模縮小に対して、若手の農業者へ利用調整を積極的にする必要がある。
活動に対する評価の案	基盤整備地区・獣害防止柵設置内農地を遊休地化させないように重点的に活動を進めているが、未相続農地が最大の阻害要因になっているので、相続人に登記の整理を働きかける必要がある。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見はありませんでした。
活動の評価案に対する意見等	意見はありませんでした。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標を達成することができたが、高齢農家の規模縮小に対して、若手の農業者へ利用調整を積極的にする必要がある。
活動に対する評価	基盤整備地区・獣害防止柵設置内農地を遊休地化させないように重点的に活動を進めているが、未相続農地が最大の阻害要因になっているので、相続人に登記の整理を働きかける必要がある。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成25年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	1,954ha	8ha	0.4%
課 題	転用済の地目が畑の土地について農地法の許可済か無断転用にあたるのか不明のものが判断が難しい、また名義が3世代以上の名義で登記が困難なものもあり、所有者に対して地目変更登記や場合によっては非農地証明により無断転用をなくしていく必要がある。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成24年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
1ha	0.44ha	44%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	町報により住民に対し違反転用が犯罪であることを周知 10月 農地パトロールの実施 農地法違反と思われるケースについては随時農正指導
活動実績	10月農地パトロールに実施 各農業委員が農地の利用状況調査で把握し、違反転用が出ないように所有者に指導した。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	地区担当委員の見回りにより新たな違反転用は発生していない。
活動に対する評価の案	今後も違反転用が出ないように農地パトロールを強化する。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見はありませんでした。
活動の評価案に対する意見等	意見はありませんでした。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	地区担当委員の見回りにより新たな違反転用は発生していない。
活動に対する評価結果	今後も違反転用が出ないように農地パトロールを強化する。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。